

1. 笠置町植村家文書と木柴屋仲間

田中淳一郎（主査）

1. 植村家文書の概要

今回報告する古文書は、当館に寄託を受けている相楽郡笠置町笠置の植村家文書である。植村家は、北笠置で大津屋の屋号で旅籠を経営されていた家である。植村家に残るのは、江戸時代後半から明治・大正にかけての古文書で、2個の木箱に収められている。点数は、合計369点で、内明治以降の近代文書は、34点である。内容は、木箱ごとにまとまっている。一つの木箱は、笠置の木柴屋仲間に伝來した古文書339点を収める。もう一つの木箱には、講関係の文書30点が収められている。なお、この木柴屋仲間の文書内の12点は、昭和56年（1981）に「笠置町史資料第1集 笠置の木柴屋に関する古文書（植村家文書）」として紹介されたことがある。^(注1)

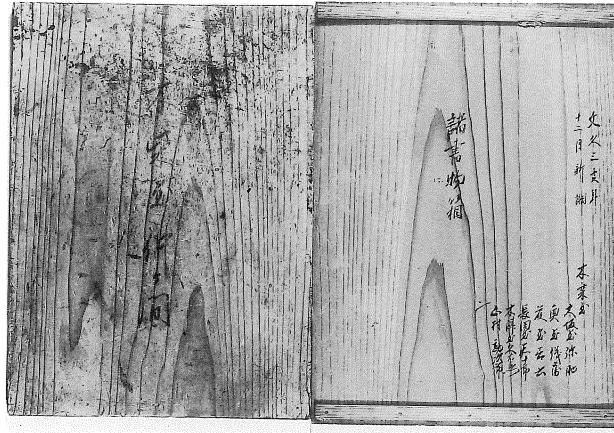
木柴屋仲間の文書は、もともとは、木柴屋の浜崎家（大坂屋）に伝來したもので、婚姻に伴う縁で、植村家に伝わったものである。年代は、寛政7年（1795）から明治14年（1881）ころまでの文書である。中心となるのは、文政8年（1825）から10年にかけての、笠置木柴屋仲間と飛鳥路村（現笠置町）・北大河原村（現南山城村）・南大河原村（同）との間で争われた木柴直積をめぐる訴訟に関する古文書である。訴訟の経緯、訴訟に要した費用の記録および訴訟費用の借用と返済とに関する文書などである。

木箱の蓋には、次のような墨書きがある。

（蓋表）「木柴屋仲間」

（蓋裏）「文久三亥年木柴屋大坂屋弥助

十二月新調	魚屋儀兵衛
諸書物箱	藤屋 善六
	長田屋嘉十郎
	木津屋久右衛門



「木柴屋仲間」の文書箱蓋

山村 勘次郎

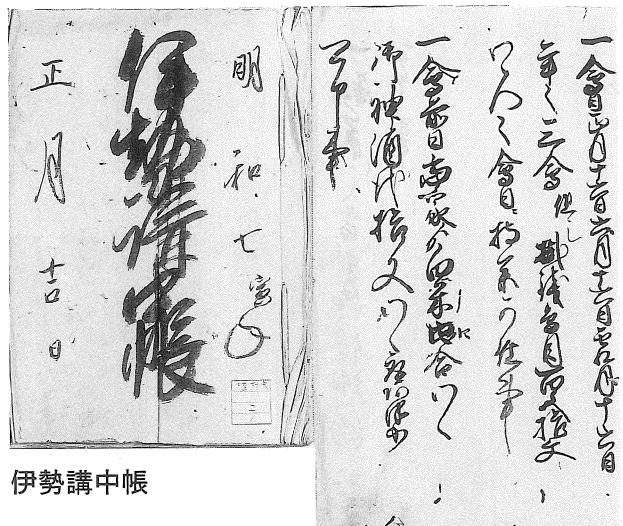
大坂屋の名前が最初に来ていることから、幕末期に大坂屋が仲間の書記役を担当していたと考えられ、そのために木柴屋仲間の文書が大坂屋に伝來したのであろう。木柴屋仲間や直積争論については、項を改めて検討する。

2. 北笠置の伊勢講と大師講

講関係の文書は、北笠置の伊勢講と大師講の掛け錢の出納に関する記録である。箱の蓋に、「伊勢講」らしく書かれた貼紙があるが、判読が難しい状態である。年代は、明和7年（1770）から大正12年（1923）までの文書である。

講の文書から判明する範囲で、伊勢講と大師講の様相を具体的にみていく。北笠置の伊勢講は、伊勢参宮を目的に明和7年に設立されたものである。明和7年正月の「伊勢講中帳」には、本講の規定が掲載されている。

一會日正月十六日・六月十六日・霜月十六日
年々三会、但し掛錢鳥目百五拾文
ツヽ、人々会日ニ持參可仕事



伊勢講中帳

一會前日当家より白米四合づゝ
御神酒代拾文づゝ取あつけ
可申事
一社参之節、半御供御満可申事

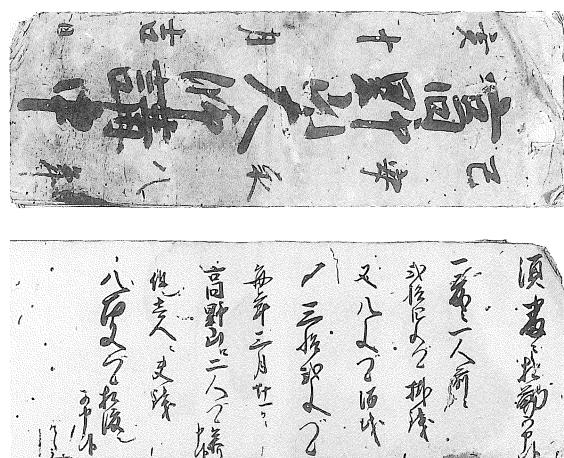
発足当初の参加者は6人で、のちには9人に増加した。掛け銭は、1会ごとに鳥目(=錢)150文と定められた。伊勢参宮は、毎年2名が参宮したが、のちには、毎年1人に減じている。ただし講員の参宮が一巡した10年目には、「惣参り」として全員で参宮している。明和7年に笠置で伊勢講が結ばれた背景には、この年から翌年にかけて南山城で流行する「おかげ参り」の影響があったと考えられる。^(注2)

この講は、嘉永3年(1850)に、「明和講」と名前を改めている。講員は4名で、会日は年3会、掛け銭は一回一人100文となっている。講は、明治44年(1911)まで続いたようである。この4名のうちの一人が植村氏であったことから、植村家に木箱とともに伝わったものである。

大師講は、高野山参詣を目的としたもので、安永8年(1779)10月21日に初会合がもたれた。「高野山大師講中」と表題のある横帳に講の規約が記され、実際に動き出すのは翌安永9年からであることがわかり、2月、3月、7月、8月、10月の各21日を講の会日としている。規約は次のようなものである。

右毎年五度づゝ
順番ニ相勤可申候
一度ニ一人前ニ
式拾四文づゝ掛銭
又八文づゝ酒銭
ノ三拾式文づゝ
毎年三月廿一日ニ
高野山江二人づゝ参り
申候、但シ壱人ニ夫銭
八百文づゝ相渡シ
可申候、以上

とある。講員は、初会は13人であるが、次会からは12人である。掛け銭が24文、講員が12人で、一會での掛け銭合計を300文としていることから、96文をもって100文とする計算法がとられていることが知られる。一年間の掛け銭合計は1500文である。高野山参詣の費用が毎年2人で1600文であるから、この講の経営は、楽ではなかったのだろう。高野山への参詣のみを目的とした講であったようだ。大師講は、大正5年(1916)まで続いていたが、この年で終焉を迎えたようである。植村氏が最後まで講員であったことから、当家に文書が伝わったものである。



高野山大師講中帳

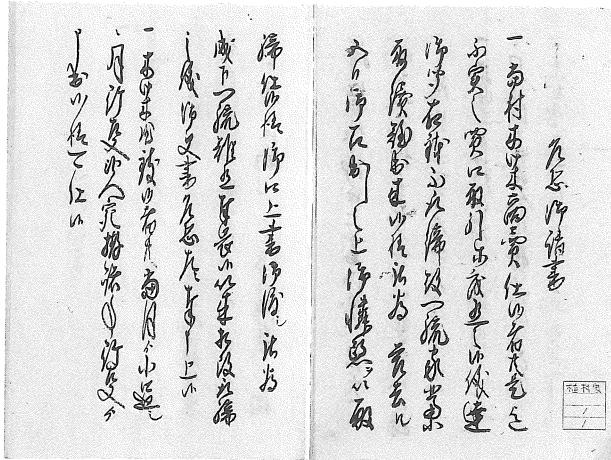
3. 笠置木柴屋仲間

植村家文書の中心である、笠置木柴屋仲間の文書について、木柴直積争論を中心に紹介していこう。笠置の木柴屋仲間は、南北両浜の木柴屋が組み合い、笠置浜から積み出す木柴の売買を独占したものである。その成立年代は不明で、仲間の人数とかにも特に制限は無かったようである。笠置浜は、^{うわにぶね}上荷船と呼ばれる帆掛け船が溯ることのできる木津川最上流の浜であり、さらに上流の大河原や柳生方面から積み出される木柴などの集積港となっていた。^(注3)そのため、笠置に木柴を扱う商人の仲間が作られたものと考えられる。

植村家文書に残る木柴屋仲間関係文書で、最も古いものは、文化8年（1811）8月の「御請書」である。この文書は、当時木柴屋に「不実」の商売と指摘される点があったために、領主藤堂藩から取り締まりを命じられたもので、以後は「月行事」2名を置いて、木柴屋内の取締りにあたるようにしたことが知られる。ただし、仲間という表現は使われていないので、あるいは、仲間形成過程を示している資料かもしれない。

乍恐御請書

一当村木柴商売仕候者共、是迄
不実之買口取引等茂有之候儀、達
御聞右脉不取締故、一統家業
取続難出来候様被為 答、去ル
五日御召出し之上御憐憫ヲ以取
締仕候様御口上書御渡シ被為
成下、一統難有奉畏候、以来相改取締
之儀御受書、乍恐左ニ奉申上候
一木柴屋致候者共当月より小口廻シ
ニ月行事式人宛拵、諸事行事より
申出候様可仕候
一木柴上中下買値段相定書附
ヲ以毎月申上候様被 仰出奉畏候
一高瀬舟賃錢并山方より直出し駄賃
錢相場之義先年之通一統申合



御 請 書

相違無之様取引可仕候
一木柴仕切帳并請取帳・舟積帳
毎月不残入御高覧候様被 仰出
奉畏候
(一条略)
一当村新ニ木柴商売仕度と申者
有之候へハ村役人并木屋共熟談之上
書附ヲ以申上候様被 仰出、此義新ニ
商売仕度と申者御座候ハ、村役人
并木屋共申談書附差上候様為仕
可申候
(一条略)
一御領下村々ニ仕入之木柴外方江
勝手ニ売払不埒之者有之候へハ名前
言上仕候様被 仰出一統難有奉畏候
右之通相違無之様相守可申候、尤舟積
其外万事毎月申合得心違仕
間鋪候、全
御上様之御影ニ而已來木屋共不実之
売買仕間鋪と一統難有可奉存候
依而連印御請書奉差上候所、如件
當時木屋仕候者共
嶋屋忠右衛門 (印)
文化八未年 大矢善四郎 (印)
八月 木屋儀 八 (印)
(7名略)
庄屋 庄助 (印)
(抹消す)

黒岩茂左衛門様

この文書によると、木柴屋は10名で、同業者の許可を得れば、新規に開業することも可能であった。また、木柴の仕切帳や請取帳、船積帳を藤堂藩が毎月点検することが定められていて、月行事任せでない藩の意図が読みとれる。なお、この10名を翌文化9年の船改めでみると、船持は2名を数えるのみである。^(注4)

また、文政8年（1825）8月には次のような「木屋仲間定書」が定められた。

仲間定之事

一京地并同所近辺江木柴壳捌候儀

前々より勝手次第之事ニ候得共、此度
差支候儀茂有之候間、已來右場
所江壳捌候義決而可致無用ニ候、若後
日右場所江壳捌申度存候者有之
候ハゝ前以仲間江披露ニおよび一統
致承知候上壳出可申候、此段重々申
談之上相定候条少し茂違背致
間鋪候、自然相背候者有之候ハゝ
聞附候時より六ヶ月之間船積差留
可申候、猶又心得違之者有之及
見聞、捨置候ハゝ其ものも本人
同様ニ取計可申候、為後日仲間一統
連印定一札如件

北笠置村

文政八酉年八月 大屋弥兵衛（印）
木屋小兵衛（印）
(他7名略)

南笠置村

大和屋藤兵衛（印）
大和屋茂三郎（印）
(他15名略)

この定書は、この頃に出された、京都での材木商売は京都の材木屋仲間に限るとした触書に対応したものと思われ、^(注5)これまで自由であった京都への販売が制限されることになる。

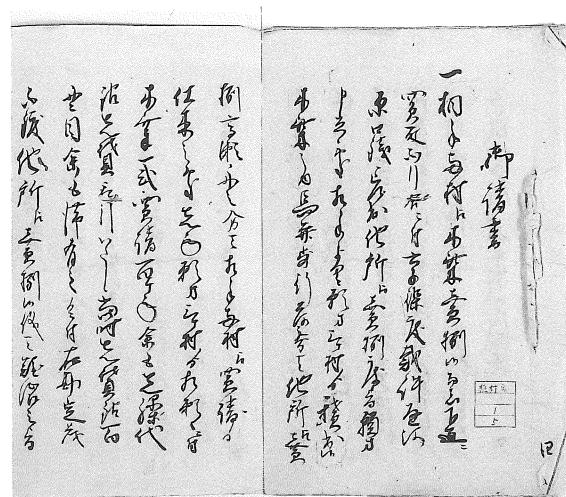
笠置木柴屋仲間としては、大きく販路を狭められることになる。木柴屋仲間の構成員数をみても、このときの26名が最も多く、以後は次第に減少し、幕末期には箱の蓋に署名していた6名になるようである。

このように、19世紀前半の木柴屋仲間は、幕府や藤堂藩による規制にあっていたことが知られる。これは、流通を独占している株仲間の存在が、物価上昇の要因であるとする当時の為政者の認識によるものである。

文政8年（1825）5月になると、あらたにもう一つの問題が起きてくる。それが、柳生藩領である飛鳥路村（現笠置町）・北大河原村（現南山城村）・南大河原村（同）との木柴直積争論である。

4. 木柴直積争論と柳生藩

木津川水運においては、上荷船が笠置浜まで溯り、その上流の大河原までは高瀬船が通船していた。笠置より上流の飛鳥路や南北大河原からの木柴などの荷物は、陸路か高瀬船で笠置まで降ろし、笠置浜で上荷船に積み替えることになっていた。これには手間がかかり、笠置の木柴屋に買い取りが独占されることから、上流にある村々では、直接木津川を淀や伏見まで下ることを、過書船奉行へ願い出たのである。この要求が認められると、



御 請 書

笠置浜は衰退してしまうというので、笠置の船持や木柴屋仲間は、反論を行った。^(注6)この一連の訴訟を、木柴直積争論と呼んでいる。しかし、争論の経過やそれぞれの主張を知りうる文書はないので、詳細はよくわからない。植村家文書にあるこの一件の裁許に対する請書から、様子をさぐってみよう。

翌文政9年（1826）8月の過書船奉行所での裁許に対する請書によると、

一相手両村江木柴壳捌候而者、下直に買取
不引合ニ付、享保度裁許通、河原口錢差
出他所江壳捌度旨、願方申立候処、相手
より願方三ヶ村より積出候木柴之内馬並
歩行荷之分者、他所江壳捌、高瀬舟之分
者相手両村江買請候仕来之処、先年願方
三ヶ村より相願候ニ付木柴一式買請、百
ヶ年余も先繰代銀先貸取引いたし、當時
百貫目余も滯有之候

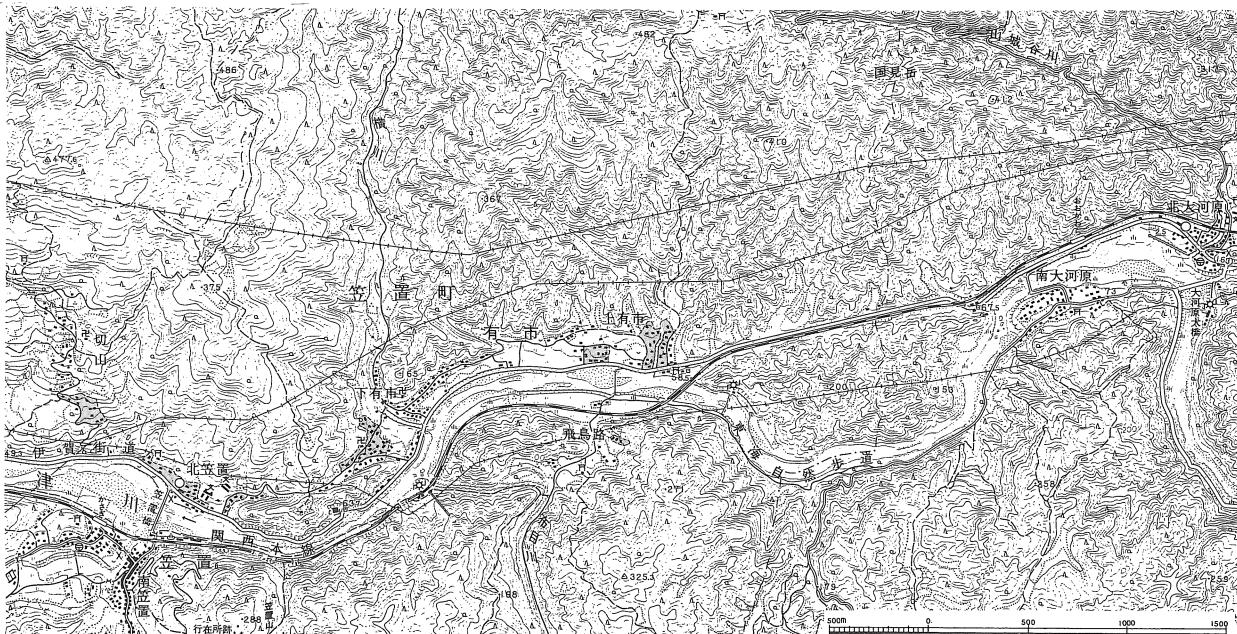
とあり、元来は、陸路で運送した分については、笠置以外の場所へ売却してもかまわないと、高瀬舟で運んだ分は、笠置木柴屋へ売り払うことになっていたことがわかる。ところが、裁許では

願方三ヶ村より積出候木柴之内、高瀬舟
之分者相手両（笠置）村江買請候仕来之
旨申立候得者、是又申口迄ニ而証拠書物
無之、難取用候間、一同其旨可存候

となり、笠置木柴屋側の敗訴に終わった。「享保度裁許」とあるのは、詳しい内容は分からぬが、享保7年（1722）にも裁許によって直積が許可されたことがあった。^(注7)しかし、直積みは、享保7年以来100年も行われなかつたといふ。今回、改めて直積みが認められたのも、株仲間の流通独占を押さえようとする幕府の意図によるものであつたろう。

これにより、飛鳥路・南北大河原三カ村では、裁許に従い、直積を始めた。木柴屋仲間が文政10年（1827）に提出しようとした口上書の案によると、

右一件先年ハ人馬ニ限直積ニ御座候処、
高瀬船積之木柴も三ヶ村より直積ニ被仰
付、五月末より相初高瀬船ニ而四艘直積
いたし、夫より夏以来者干水ニも有之候
ニ付八月迄之内一兩度計直積致八月十三
日より追々直積いたし居候所、十五六日
時分、柳生御地頭より三ヶ村江被仰付候



笠置・飛鳥路・南北大河原位置図

者、三ヶ村より積出候木柴薪壱束も両笠置之村人江売り可申事今日より相成不申旨嚴敷被仰付

という状況で、「柳生家諸家中・三ヶ村之もの共一同御申合之由」であるとしている。三ヶ村では、直積を始めただけでなく、柳生藩の命によって、笠置の木柴屋には一束も売り払わなくなつたのである。この木柴直積一件の裏には、京・大坂への流通路を確保しようとする柳生藩の意図が、強く働いていたように思われる。

木津川のように、複数の領主領域を貫いて流れる川における水運支配・流通支配の問題は、これからも検討していかなければならぬ大きな課題である。

5. 先貸銀と生産者支配

この争論の経過のなかで、飛鳥路や南北大河原における木柴の採集に関して、木柴屋仲間と村の生産者との間の実態が明らかになってきた。つまり、飛鳥路や南北大河原の人々は、山で柴を採取する権利を得るために、山の所持者にはらう「仕入銀」を、笠置の木柴屋から前借りしていたのである。採取した木柴を笠置の木柴屋へ渡し、その代金によって精算する仕組みになっていたのである。この前貸しする銀を「先貸銀」と呼んでいる。木柴屋は、資金を提供することで、生産者に対してその生産物を排他的に獲得する権利を得たのである。争論のなかで、この先貸銀についても、争われた。

文政8年（1825）11月に、木柴屋仲間は、内部での申し合わせを行い、先貸銀について次のように定めた。

仲間取締之事

一南北大河原・飛鳥路三ヶ村より木柴直積之義相目論、年来先貸仕送いたし遣候恩儀も有之処、追々不実の致方共ニ付此上

当地よりも是迄通先貸取替等いたし遣候而者当方利を失ひ候道理ニ相成、三ヶ村ニハ失權ニ尽候儀無之故、争論愈以長引可申間、此度仲間申談之上取締候趣、左之通

一木柴仕込先貸銀者勿論、御名目銀或者他之名前ニ而証文を取銀子取次世話いたし遣候義等都而三ヶ村之者都合ニ相成候取計者決而無用之事

（二条略）

一木柴直段甲乙有之候而者出入之不都合ニ相成候間、以来直段甲乙無之様可致、尤年中伏見江仕切ニ参候儀八度と相定其度毎ニ南北木柴屋年行司申談直段相定仲間江触達可申候、右触達候直段より聊も買上申間敷候事

一此度争論ニ寄仕込之義者相止候得共、追而出入相済以前之通仕込出来候様相成候節、下地滞銀有之者共者元之仕込主江立戻候様可致候、決而余之木柴屋江奪取候義者致間敷事

（一条略）

右之通申合セ候條々少も違背不仕相互ニ氣を附合、急度相守可申候、若聊ニ而も相背ケ候取計仕候歟又者品を附紛敷致方等有之候ハハ、少茂無用捨速ニ

御上様江申上、永々木柴屋渡世御差留之義御願可申上候、若心得違之義自分ハ不致候共余人之紛敷取計仕候を乍見聞穿鑿も不致捨置候ハハ是又後日相顕レ候節本人同様之御咎ニ被仰付候様御願可申上候、其時少も恨ケ間敷義申間敷候、為証拠仍而連印如件

文政八酉年十一月

北笠置村 大屋弥兵衛

木屋小兵衛

長田屋嘉十郎

（他6名略）

南笠置村 大和屋藤兵衛

大和屋茂三郎

大和屋治郎左衛門
(他13名略)

まず、南北大河原と飛鳥路は、毎年先貸銀を借りている恩を忘れ訴訟を起こしたので、今後は三カ村の都合よきように取り計らわないとしており、笠置木柴屋仲間の憤慨の程が知られる。また、木柴値段に高低がないようになると、先貸銀の返済滞りのある者はもとの木柴屋扱いとすることが取り決められている。笠置の木柴屋にとっては、先貸銀による生産者支配が、存立の基盤となっていたのである。

先貸銀の貸付の実態をみていく。次のような借銀証文がある。

借用申銀子之事

一金拾両也 但し利足定之通

代

右ハ田山村字墨瀧山立毛買請仕入銀ニ要用差詰り、書面之通慥ニ借用之所実正也、然る上ハ右之山代物ヲ以来ル申五月迄に差送り急度御勘定可仕候、為後日依而証文如件

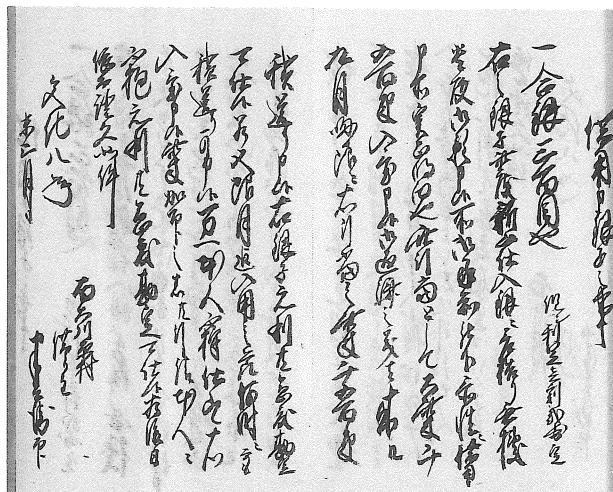
文化八未年 北大河原村かり主
十二月 惣兵衛

受人 清七
庄屋 助八郎

木屋小兵衛殿

借用申銀子之事

一合銀三百目也 但シ利足壹割貳歩定
右之銀子此度新山仕入銀ニ差詰り、無拵
慥貴殿御願申候所御承知被下忝慥ニ借用
申所実正明白也、此引当として大柴千五百束入置申候、御返済之義者来ル九月晦
日限ニ右引当之柴千五百束積送り申候、
右銀子元利共急度勘定可仕候、若又限月
迄入用之節何時ニ而も積送り可申候、万
一本人不埒仕候ハミ右入置申候柴加印之



銀子借用証文写

者共引請本人ニ不拘元利共急度勘定可仕候、為後日依而証文如件

南大川原村

文化八年 借り主 半兵衛印

未正月 同村一家請人

定七 印

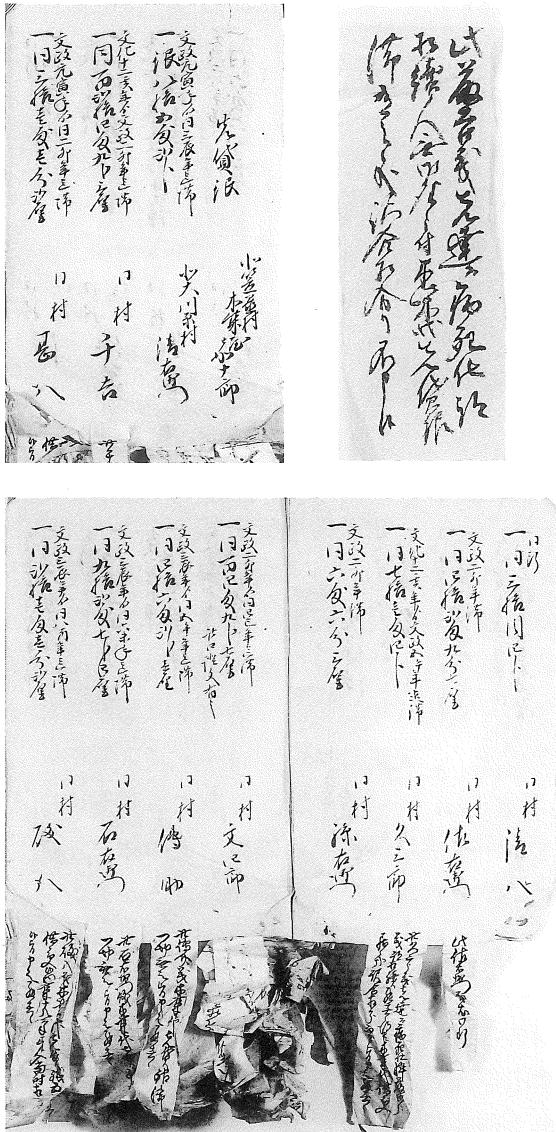
同村請人 伊兵衛印

北笠置村

木屋小兵衛様

つまり、南北大河原の村人等は、薪を伐り出す山を仕入れるための費用を借銀し、その山から柴を積み出すことで返済の用にあてたのである。

この先貸銀の返済は、滯っていく。その様子を文政9年の「南北大河原・飛鳥路右三ヶ村江木柴代先貸滞銀高書抜帳」でみてみよう。この帳面は、南北大河原および飛鳥路の村人が、笠置の木柴屋仲間から借りた先貸銀が、何年前の分からどれだけの額が滯っているかを調べたものである。北笠置村の9名、南笠置村の4名の木柴屋各人ごとに、その貸し付けた相手の名前と滞り銀額と年次および証文の有無が記されている。そして、証文のない場合については、相手の名前の下に、付箋で先貸銀に対する状況を付加している。さきに見た借用証文に合う記録を探ってみると、



南北大川原・飛鳥路右三ヶ村江木柴代先貸
滞銀高書抜帳、同帳の付箋の状態

北笠置村

先貸銀

文化七年より同十一戊年迄滞

一銀百弐拾四匁六分壱厘

此口証文有之

(中略)

文化二丑年滯

一同廿八匁五分三厘

此口証文二通有之

とあるのが該当する人物である。ともに、返済の滞っている先貸銀があるが、証文があるので、回収も可能であると判断されていたよ

うだ。しかし、借用証文のない場合はどうか。たとえば南笠置村の木柴屋長次郎から明和8年（1771）に銀2貫119匁を借用したことになっている飛鳥路村の権四郎の箇所には、「此権四郎義木柴代先貸銀滞一切無之旨申之罷在候」という付箋が貼られている。50年以上も前の借銀であり、証文も分からなくなっていたのだろう。他にも「此〇〇儀病死仕、跡相続人無御座候ニ付、訣合相分り不申候」とか、「此〇〇儀先達而病死仕、跡相続人忤儀有之候得共、木柴代先貸銀滞有之哉訣合相分り不申候」という付箋が付けられている人が多く見られる。木柴屋側が先貸銀と認識していても、証拠となる証文がないために、あるいは債務者が死亡しているために、回収不可能ないわゆる不良債権と化している借銀が多くかったようである。

本帳面による木柴屋仲間の滞り銀総合額は、銀123貫98匁4厘と銭103貫833文であった（表参照）。米に換算して約2000石分（約300トン）にも相当する莫大な額である。また、のべ人数も、飛鳥路が93人、北大河原が179人、南大河原が146人と、それぞれ当時の家数を2倍から4倍上回っており、複数の木柴屋から借りている者も多くあったことが知られる。

ところが、先にも引いた文政9年8月の請書によると、訴訟の過程で奉行所が認めた先貸銀の滞り額は、三カ村の主張する額、つまり借銀証文が残っている額のみの銀17貫470匁4分9厘と銭3貫539文であった。この滞り銀は、文政10年正月に返済される。木柴屋仲間にすれば、先貸銀の滞りがあることが、木柴直積を認めない論拠であったのだから、返済されてしまえば、理を失うことになる。結局は、木柴直積を認めざるをえない。これは、木柴屋仲間が先貸銀によって木柴生産者を支配するという、これまで続けてきた体制を否定するものであった。

このようにして、笠置木柴屋仲間は、飛鳥

木柴屋	村別先貸人數				合計先貸銀額
	飛鳥路 (人)	北大河原 (人)	南大河原 (人)	合計 (人)	
長田屋嘉十郎	0	13	0	13	銀664匁、錢3500文
木屋小兵衛	3	33	18	54	銀5833匁
木屋長五郎	4	12	21	37	銀2982匁、錢14985文
義八	0	14	5	19	銀5842匁、錢14242文
木屋源七	6	2	1	9	銀1199匁、錢1515文
木屋弥兵衛	6	24	1	31	銀6947匁、錢52189文
森嶋平左衛門	5	0	3	8	銀3102匁、錢2000文
徳兵衛	6	0	8	14	銀3102匁、錢3176文
庄兵衛	3	5	2	10	銀1860匁、錢12214文
大和屋茂三郎	26	57	33	116	銀40742匁
大和屋治郎左衛門	1	0	30	31	銀29076匁
大和屋藤兵衛	5	1	0	6	銀2428匁
長次郎	28	18	24	70	銀19315匁
合計	93	179	146	418	銀123098匁 錢103833文

表 笠置木柴屋の3力村に対する先貸状況（合計銀額の匁以下は切り捨てた）

上から9名が北笠置、下4名が南笠置

路村および南北大河原村からの木柴を独占的には運送できなくなった。さらに、天保14年(1843)11月からは、飛鳥路村で木津川に合流する布目川の上流にあたる大和国添上郡東部山中の柳生藩領22か村も、飛鳥路村砂浦浜から伏見への直積を行うようになる。^(注8)

植村家文書には、木柴屋仲間が、これら2件の直積争論にともなう訴訟費用を、藤堂藩の大庄屋である梶田家や浅田家あるいは笠置村から借用している証文類が多数残されている。この返済も滞りがちだったようで、弘化3年(1846)12月に笠置村から20年賦で借銀したときの証文には、「万一拝借人之内及不埒候歟木柴商売相止メ候共、相残候者共より割弁可申候」とあり、借銀返済に困り、木柴屋仲間を離脱していく者があったことがうかがえる。

幕末期にむかって、笠置木柴屋は、しだいにその買付先と販路を狭められていったのである。そのことが、先にみたような木柴屋仲間の構成員数の減少という事態に、端的に現れていると考えられる。

6. むすび

江戸時代の木津川水運において、最も大きな流通商品であった木柴を媒介にした、笠置木柴屋仲間と南北大河原村・飛鳥路村の生産者との関係を、直積争論と先貸銀という視点から検討した。

木柴屋仲間による、先貸銀による生産者支配という江戸時代半ばからの構造が、幕府や藩の株仲間規制政策によって、崩れていく過程としてとらえてみた。そのなかに、村の直積要求も位置づけられるだろう。また、笠置浜の領主である藤堂藩と、そのすぐ上流である飛鳥路村や南北大河原村の領主である柳生藩との、木津川水運にかける確執もあったのではないかと推測された。

このように、植村家文書には、木柴という商品をもとに、木津川水運を考える多くの資

料が含まれている。本文書によって、これまでの木津川水運史とは違う視点からの研究が可能になるものと思われる。手書きのものではあるが文書目録も備えているので、植村家文書を活用していただくよう御願いする。

- (注1) 笠置町教育委員会、1981年
- (注2) 当館「南山城の幕末維新」、1996年
- (注3) 田中淳一郎「近世の淀川・木津川水運」(関西文化学術研究都市推進機構編『けいはんな風土記』、1990年)
- (注4) 笠置町所蔵森島家文書(当館「木津川の歴史と民俗」、1990年)
- (注5) 京都町触研究会編『京都町触集成』第10巻、第469号、1986年、岩波書店
- (注6) 田中淳一郎「笠置町森島家文書と笠置浜」(当館『山城郷土資料館報』第7号、1990年)
- (注7) 木津町編『木津町史』史料篇II、456～474ページ、1986年
- (注8) (注1) 所載資料による

(付記) なお、植村家文書の寄託に際しては、当主植村一馬氏および笠置町教育委員会の御世話になりました。また、本稿を執筆するにあたっては、東京大学経済学部文書室小川幸代氏から、有意義な御教示をいただきました。記して、謝意にかえます。